

2012年2月6日 全3頁

売買単位の集約時期

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

2014年4月に100株と1000株に集約

[要約]

- 2012年1月19日、全国証券取引所は、売買単位を100株と1000株の2種類に集約する時期を、2014年4月1日とすると発表した。
- これらと異なる売買単位（＝1単元の株式数）の上場会社は、期日までに必要なコーポレート・アクション（1単元の株式数のくり直しなど）を実施することが求められることとなる。
- なお、全国証券取引所は、最終的には、売買単位を100株に統一することを目指しているが、その時期・方法は、今後の状況を踏まえて、改めて検討することとされている。

「売買単位の100株と1000株への集約」

- 2012年1月19日、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所（以下、全国証券取引所という）は連名で『売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について』を発表した¹。
- この中で、全国証券取引所は、東日本大震災を受けて、当面延期されていた証券取引所における上場株式の売買単位を100株と1000株の2種類に集約する時期について、改めて、**2014年4月1日**とすることが明らかにされている。

これまでの経緯

- 全国証券取引所による上場株式の売買単位の集約に向けた計画は、2007年11月に発表した『売買単位の集約に向けた行動計画』²がベースとなっている。具体的には、この中で、わが国の上場会社の売買単位を100株に統一することを最終的な目標に設定した上で、その前段階として、**2012年4月を仮の目標時期**に、上場会社の売買単位を100株と1000株の2種類に集約する方針が示されていた。

¹ 東京証券取引所のウェブサイト (http://www.tse.or.jp/news/09/b7gje600000297qa-att/20120119_a.pdf)、大阪証券取引所のウェブサイト (http://www.ose.or.jp/f/news/22995/wysiwyg/news21140_01.pdf) などに掲載されている。

² 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/b7gje60000005zkl-att/keikaku.pdf>) に掲載されている。なお、拙稿「売買単位は100株に統一」（2007年11月30日付レポート）も参照。

- これを受けて、各取引所において、目標に向けた取組みがこれまで行われてきた³。また、単元株式数の見直しなどを実施する上場会社も徐々に増加しつつあった⁴。
- ところが、2011年3月11日に発生した東日本大震災により広範な上場会社の企業活動などに大きな影響が生じることとなった。これを受けて、2011年4月28日、全国証券取引所は、『売買単位の100株と1000株への移行期限の延期について』⁵を発表し、上場株式の売買単位の集約に向けた計画を、東日本大震災の影響を踏まえて、当面延期することを決定した。
- ただし、「当面延期」の措置は、あくまでも震災の影響を踏まえた対応であり、売買単位の集約それ自体が撤回・変更された訳ではない。前述の全国証券取引所による『売買単位の100株と1000株への移行期限の延期について』の中でも、上場会社に対して「可能な範囲で、引き続き、各社のそれぞれのご事情を踏まえ、売買単位の集約に向けたご検討及びご協力」を要請していた。
- 今回、全国証券取引所は、東日本大震災後の上場会社の状況（定時株主総会の開催状況など）を確認した上で、「震災の影響が集約を進めるにあたっての大きな障害にはなっていない」（『売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について』）として、「当面延期」とされた上場株式の売買単位の100株と1000株への集約の時期を、改めて**2014年4月1日**と定めたのである。

今後の予定

- 全国証券取引所は、今後、売買単位の100株と1000株への集約に必要な上場規則の改正を、速やかに実施することを予定している。
- これを受けて、これらと異なる売買単位の上場会社⁶は、期日までに必要なコーポレート・アクションを実施することが求められることとなる。
- 取引所規則上、上場会社の売買単位は、原則、その単元株式数（1単元の株式数）と定められている（東証業務規程15条1号aなど）。そのため、売買単位の変更には単元株式制度の採用や単元株式数の変更を実施するため、定款変更が必要となる。具体的には、次頁の図表のような手続が必要とされる（会社法188条、191条、195条、309条2項11号、466条など）。
- 例えば、3月決算の上場会社で、株主総会（特別決議）が必要な会社の場合、2014年4月までに売買単位の集約を実現するためには、2013年度中の株主総会（例えば、2013年6月定時株主総会）で所要の定款変更手続などを完了させておく必要があることとなる。

³ 例えば、東証は、2008年4月から新規上場会社について、原則、売買単位を100株とすることなどを求める有価証券上場規程等の改正を実施したほか（拙稿「新規上場・単元変更は100株に統一（規則改正）」（2008年3月31日付レポート）参照）、2010年11月にも「売買単位の集約及び適時開示の徹底へのご協力をお願い」を上場会社の代表者に対して通知し、売買単位の集約への協力の要請を行っていた（http://www.tse.or.jp/news/09/101124_a.html）。

⁴ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/listing/seibi/b7gje60000005zkl-att/20110331.pdf>）参照。

⁵ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/09/110428_a.html）に掲載されている。

⁶ 全国証券取引所によれば、2012年1月4日現在、該当する上場会社は577社（16.1%）存在する（『売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について』参考資料3）。

図表 売買単位の変更のための主な手続

①単元株式制度の採用 (1株⇒100株)	a. 株式分割を同時に行い、かつ、各株主の「株式分割後の保有株式数÷単元株式数」が「株式分割前の保有株式数」以上となる場合(注1)	取締役会決議
	b. 上記以外の場合	株主総会(特別決議)
②単元株式数の減少(1000株⇒100株など)(注2)		取締役会決議
③単元株式数の増加 (10株⇒100株など)	a. 株式分割を同時に行い、かつ、各株主の「株式分割後の保有株式数÷新単元株式数」が「株式分割前の保有株式数÷旧単元株式数」以上となる場合(注1)	取締役会決議
	b. 上記以外の場合	株主総会(特別決議)

(注1) 種類株式発行会社であって、発行可能株式総数の増加が必要な場合を除く(会社法184条2項)。

(注2) 株式併合を同時に行う場合は、株主総会(特別決議)が必要(会社法180条2項、309条2項4号)。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- なお、全国証券取引所は、最終的には、売買単位を100株に統一することを目指しているが、その「時期・方法は、今後の状況を踏まえ、改めて検討」するとして(『売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について』)、具体的な計画を明示していない。
- ただ、今回、直接は売買単位の集約の対象とはならない、売買単位が1000株の上場会社に対しても、「最終的には100株への統一を行う予定ですので、この機会に100株への移行をご検討くださいますよう、お願いいたします」(『売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について』)と呼びかけて、売買単位の100株への統一に向けた取組みを促している。